

公 募

三篠川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。

【伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。】

平成22年10月27日
中国地方整備局
太田川河川事務所長

1. 目 的

三篠川の河川内にはヤナギ等の樹木の繁茂が著しく、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、太田川河川事務所では計画的に河川内の樹木伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応が出来ているとは言えない状況です。

この度、さらなる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川管理者が伐採予定の三篠川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂く試みを実施することとしました。

2. 対象場所

お一人につき応募区画数は1区画400m²程度を予定しています。

なお、区画数については、応募状況を踏まえ、可能ならば増加の可能性もあります。

場所は別紙位置図に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。※別紙、現場の位置図あり。

【広島市安佐北区狩留家地区】

場所：広島市安佐北区 狩留家地先

(西中橋上流約100m付近の三篠川右岸河川敷)

伐採面積：1区画400m²(20m×20m)程度の区画を計10区画程度。

現地に関する問い合わせ先：太田川河川事務所 可部出張所

〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目22-7

電話 (082)812-2216 FAX (082)814-6159

3. 伐採対象樹木

原則として区画内の樹木全てとします。

ただし、環境への配慮として存置する樹木がある場合は具体的に指示します。

4. 現地状況

- ・樹木の状況：ヤナギを主とする樹林で、胸高直径 5cm～20cm 程度のものが多く、1 区画内に 5～10 本程度生えています。
- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件に従って実施してください。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂き、河川管理者が処分を行います。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害を発生したときは伐採資格者が賠償責任を負うものとします。

(3) 伐採時期

公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、所要の手續等が完了後、各自の区画について平成 22 年 12 月 1 日（水）～平成 23 年 1 月 16 日（日）の期間内に実施して頂きます。

(4) 伐採実施時間

8時から17時とします。土日祝日も可能です。但し、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

(5) その他

- ①事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、伐採資格者自ら適切な対応を行うこと。その対応後、速やかに可部出張所へ報告してください。
- ②河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。
- ③ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- ④伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。
- ⑤伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、広島県内に住所を有する方に限ります。

7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

伐採資格者は先着順とし、募集区画数全ての申し込みがあった時点で応募を締め切らせていただきます。

8. 申し込み方法

別紙ー1「応募用紙」に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出してください（郵送、FAX、メール、持参可）。

応募者には、簡単な別紙「アンケート」への協力をお願いしたく、応募用紙と併せて提出してください。

*応募者の個人情報は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

- (1) 応募受付期間：平成22年11月1日（月）から平成22年11月30日（火）
ただし、募集区画の全てに申し込みがあった時点で応募をしめきらせていただきます。

なお、持参する場合は平日の10時00分から17時00までとする。

- (2) 応募受付場所：中国地方整備局 太田川河川事務所 可部出張所

〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目22-7

電話 (082)812-2216 FAX (082)814-6159

メールアドレス ootagawa@cgr.mlit.go.jp

9. その他

- ・ 応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用の補償はしません。また、伐採資格者に原形復旧等の措置を求め場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。
- ・ 伐採資格者の方が、伐採されなかった木があった場合は、国土交通省で伐採します。後日、ご希望の方に無料で配布する予定です。

広島市安佐北区 狩留家地先 A=約4,000m² (400m²×10区画)

